

療養補助金給付事業の特徴

退職後の終生のセーフティネットを！！

① 「非営利」だから可能となる高い給付率

本会は営利団体ではありません。民間医療保険のように「営利」を求める必要がないため、皆さまからお預かりした出資金は全額療養補助金給付などとなって還元されます。国の制度は自己負担が増加する方向に向かっています。今後の社会保障制度の変更に対する不安感も本会への入会により和らぎます。

② 正真正銘の終身保障

民間の医療保険でも終身保障のものはありますが、その場合でも給付に上限が定められていることが通常です。例えば、1回の入院での入院日数や終身での入院日数に上限が定められています。

皆さまが退職会員となった場合、退職会員としての資格は終身となりますので本会の療養補助金給付は、正真正銘の終身保障ということが出来ます。

③ 公的医療保険適用であればすべて対象 (給付対象が広い)

民間の医療保険では、給付は手術や入院に限定されることが一般的です。一方、本会の療養補助金給付は公的医療保険による診療はすべて給付の対象になります。

通院外来はもちろん、処方箋による薬代や接骨院等での治療、あるいは義肢などの補助具も公的医療保険適用であればすべて対象となります。以上のように民間の医療保険では給付対象とならない部分についてもカバーしていますし、民間の医療保険でカバーしてくれる部分、例えば入院や手術も当然本会の療養補助金給付の対象ですので民間の医療保険などからの給付と本会からの給付を共に受けることができます。

④ 補助の申請手続きは2つの方式から選択

療養補助金の給付を受けるのに申請が必要です。しかし、担当医師による診療内容の証明をいただくというような手間な手続きは必要ありません。

申請には2つの方式があります。1つは、医療機関に保険点数や自己負担額を記入証明していただく方式です。もう1つは、医療機関の発行する領収書で請求する方式です。

2つの方式のいずれかを、状況に応じて選択し、申請することができます。

I 退職会員への移行までの手順

